



発行 新潟県

第72号

平成24年9月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 1124 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1125 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1126 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1127 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1128 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1129 漁船損害等補償法第112条第4項の規定による漁船保険加入区の指定変更について（水産課）
- 1130 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1131 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1132 平成24年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 1133 道路の区域変更（道路管理課）
- 1134 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 48 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙の期日等（選挙管理委員会）
- 49 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任（選挙管理委員会）
- 50 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における選挙長事務取扱場所の指定（選挙管理委員会）
- 51 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 52 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における点字投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 53 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色等の指定（選挙管理委員会）
- 54 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同（選挙管理委員会）
- 55 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 56 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙において確認団体に交付する政治活動用自動車表示板等の印の指定（選挙管理委員会）
- 57 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙において確認団体が掲示する政治活動用ポスター（選挙管理委員会）
- 58 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における選挙事務所の設置届等の提出方法（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	上越市寺町二丁目20番1号	デイサービスセンター 安塚やすらぎ荘	上越市安塚区安塚 2549-5	通所介護	H24.8.1
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	上越市寺町二丁目20番1号	デイサービスセンター 安塚やすらぎ荘	上越市安塚区安塚 2549-5	介護予防通所 介護	H24.8.1
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	上越市寺町二丁目20番1号	グループホーム安塚 やすらぎ荘	上越市安塚区安塚 2549-5	認知症対応型 共同生活介護	H24.8.1
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	上越市寺町二丁目20番1号	グループホーム安塚 やすらぎ荘	上越市安塚区安塚 2549-5	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	H24.8.1
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	上越市寺町二丁目20番1号	安塚やすらぎ荘ショ ートステイ	上越市安塚区安塚 2549-5	短期入所生活 介護	H24.8.1
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	上越市寺町二丁目20番1号	安塚やすらぎ荘ショ ートステイ	上越市安塚区安塚 2549-5	介護予防短期 入所生活介護	H24.8.1
社会福祉法人 越後上越福祉会	上越市安塚区安塚2209番地3	社会福祉法人越後上 越福祉会ケアハウス あいれふ石塚	妙高市石塚町2丁目7 番27号	特定施設入居 者生活介護	H24.8.6
社会福祉法人 越後上越福祉会	上越市安塚区安塚2209番地3	社会福祉法人越後上 越福祉会ケアハウス あいれふ石塚	妙高市石塚町2丁目7 番27号	介護予防特定 施設入居者生 活介護	H24.8.6
ヤシロシステム興業株 式会社	新潟市秋葉区矢 代田字木戸ノ下 705番地5	ヤシロシステム興業株式 会社 ハティプラサミかわ	東蒲原郡阿賀町吉津 3729番2	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	H24.8.3
ヤシロシステム興業株 式会社	新潟市秋葉区矢 代田字木戸ノ下 705番地5	ヤシロシステム興業株式 会社 ハティプラサミかわ	東蒲原郡阿賀町吉津 3729番2	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	H24.8.3
株式会社大協 薬品	加茂市学校町 3339番5	あきば調剤薬局	燕市秋葉町1-2-25	居宅療養管理 指導	H24.8.1
株式会社大協 薬品	加茂市学校町 3339番5	あきば調剤薬局	燕市秋葉町1-2-25	介護予防居宅 療養管理指導	H24.8.1

合同会社オーディア	三条市大島544番地	合同会社オーディア 介護24あかり	三条市大島544番地	訪問介護	H24.8.1
合同会社オーディア	三条市大島544番地	合同会社オーディア 介護24あかり	三条市大島544番地	介護予防訪問 介護	H24.8.1
松田 孝志	三条市一ツ屋敷 新田285	抹茶歯科	三条市一ツ屋敷新田 285	居宅療養管理 指導	H24.6.1

◎新潟県告示第1125号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北 大塚一丁目13番 15号	ジャパンケア上越	上越市南城町3 丁目2番23号南 城町3貸ビル1 階	訪問介護	H24.7.31
株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北 大塚一丁目13番 15号	ジャパンケア上越	上越市南城町3 丁目2番23号南 城町3貸ビル1 階	予防訪問介護	H24.7.31

◎新潟県告示第1126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護事業所ケア センターきらら	新潟県阿賀野市宮下 457番地	株式会社ひまわり	平成24年9月1日

◎新潟県告示第1127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日

ケアプランセンター平島	新潟県長岡市平島2丁目 53番	社会福祉法人長岡福祉協 会	平成24年9月1日
遊楽園居宅介護支援事業 所	新潟県南魚沼市東泉田8 98番地1	社会福祉法人泉の会	平成24年9月1日

◎新潟県告示第1128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月 日	廃止年月日
ケアサポートスマ イル・ケア	新潟県柏崎市大 字土合628番地 1	株式会社ジャ スファード	福祉用具貸与 介護予防福祉用 具貸与	平成24年8月9 日	平成24年7月31 日
ケアサポートスマ イル・ケア	新潟県柏崎市大 字土合628番地 1	株式会社ジャ スファード	特定福祉用具販 売 特定介護予防福 祉用具販売	平成24年8月9 日	平成24年7月31 日

◎新潟県告示第1129号

漁船損害等補償法（昭和27年政令第28号）第112条第4項の規定により所有する指定漁船の全部を政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険に付さなければならない指定漁船所有者の範囲を定めるための地域の指定を次のとおり変更する。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

変更前の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区 域
外海府中央	佐渡市矢柄、関、五十浦、岩谷口、小田、大倉の区域
高千	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺、南片辺の区域

変更後の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区 域
高千	佐渡市矢柄、関、五十浦、岩谷口、小田、大倉、石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺、南片辺の区域

◎新潟県告示第1130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年9月14日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市南区上八枚258番地	河内 一男 (理事長)
〃	〃 南区松橋 23 番地	田村 兵一
〃	〃 南区新飯田 391 番地	中川 卓
〃	加茂市大字後須田 804 番地	樋口 正久
〃	新潟市南区茨曾根 5527 番地	宮本 秀喜
〃	〃 南区上木山 51 番地	丸山 久夫
〃	〃 南区鯉潟一丁目 7 番 7 号	清水 一義
〃	〃 南区小蔵子 2037 番地 4	片野 秀雄
〃	〃 南区大郷 621 番地	遠藤 徹
〃	〃 南区鷺ノ木新田 2143 番地	中村 和一

就任年月日 平成 24 年 8 月 26 日

2 退任

理事	新潟市南区上八枚258番地	河内 一男 (理事長)
〃	〃 南区松橋 23 番地	田村 兵一
〃	〃 南区新飯田 391 番地	中川 卓
〃	加茂市大字後須田 804 番地	樋口 正久
〃	新潟市南区茨曾根 5527 番地	宮本 秀喜
〃	〃 南区上木山 51 番地	丸山 久夫
〃	〃 南区鯉潟一丁目 7 番 7 号	清水 一義
〃	〃 南区小蔵子 2037 番地 4	片野 秀雄
〃	〃 南区大郷 621 番地	遠藤 徹
〃	〃 南区鷺ノ木新田 2143 番地	中村 和一

退任年月日 平成 24 年 8 月 25 日

◎新潟県告示第1131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を平成24年9月6日認可した。

平成24年9月14日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1132号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画（平成24年5月1日新潟県告示662号）を次のとおり変更する。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-14計画区・第06-15計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第09-19計画区・第14-11-1計画区・第09-11-1計画区及び第14-12-1計画区	平成24年5月1日から平成25年3月31日まで

長岡市	長岡市の川口北計画区	〃
新発田市	新発田市の第2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区及び第25計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第1計画区・市街第2計画区・市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・吉田第1-1計画区・吉田第1-2計画区・吉田第1-3計画区・吉田第2-1計画区・吉田第3-1計画区及び吉田第3-2計画区	〃
見附市	見附市の第1計画区及び第2計画区	〃
村上市	村上市の第34計画区(山北)・第35計画区(山北)・第36計画区(山北)・第32-2計画区(山北)・第26計画区(朝日)・第28計画区(朝日)・第28-3計画区(朝日)・第26計画区(神林)・第27計画区(神林)・第29計画区(神林)第30計画区(神林)・村上計画区(村上)及び村上計画区(山北)	〃
燕市	燕市の第34計画区・第35計画区・第36計画区及び第37計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第17計画区・第18計画区及び第20計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第47計画区・第48計画区及び第64計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第7計画区・第8計画区・第41-2計画区・第S8計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S16計画区及び第S17計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第4計画区・第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第39計画区・第41計画区及び第42計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第32計画区・第33計画区及び第34計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第5-1計画区・第6-1計画区及び旧三川村計画区	〃

湯沢町	湯沢町の第063計画区・第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第07-1計画区・第07-2計画区・第08計画区及び第09計画区	〃
関川村	関川村の第12-1計画区・第13-1計画区・及び第14-1計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区	〃

◎新潟県告示第1133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市赤玉字大平 1677 番から 同市赤玉字大平1685番 1 まで	新	11.4～23.0メートル	113.8メートル
	旧	11.4～17.0メートル	122.1メートル

◎新潟県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市赤玉字大平1677番から同市赤玉字大平1685番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月14日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手術顕微鏡眼科用について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月14日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術顕微鏡眼科用 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年11月28日(水)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成24年9月24日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年9月28日(金)午前10時00分

新潟県立坂町病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中央材料室洗浄滅菌システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月14日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

中央材料室洗浄滅菌システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年12月28日（金）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線506

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成24年9月21日（金）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年9月26日（水）午後1時10分

新潟県立十日町病院3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線一般撮影システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月14日

新潟県立吉田病院長 田宮 洋一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

X線一般撮影システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年1月31日（木）

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 県内に本社（本店）又は営業所等が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を

有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成24年9月24日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年10月1日(月)午後2時00分

新潟県立吉田病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、多項目自動血球分析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月14日

新潟県立精神医療センター院長 丸山 直樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

多項目自動血球分析装置 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年12月10日(月)

(4) 納入場所

新潟県立精神医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達物品の公告日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 県内に本社(本店)又は営業所等が所在する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 940-0015

新潟県長岡市寿2丁目4-1

新潟県立精神医療センター経営課

電話番号 0258-24-3930 内線128

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加申請書の提出期限

平成24年9月24日(月)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年9月26日(水)午前11時00分

新潟県立精神医療センター 大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立精神医療センターの交付する入札説明書に基づき入札参加申請書を前記3(3)により提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号ただし書の規定により、新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 選挙期日 平成24年9月23日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

区 分 住 所	氏 名
選挙長 新潟県新潟市西蒲区遠藤2467番地	大 島 正 雄
選挙長職務代理者 新潟県新潟市江南区亀田水道町1丁目3番10号	清 野 満

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

選挙長の事務を取り扱う場所 所 在 地
新潟市西蒲区役所 3階 304会議室 新潟県西蒲区巻甲2690番地 1

(ただし、9月14日とし、9月15日以降は新潟市西蒲区役所 2階選挙管理委員会事務室とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

<p style="text-align: center;">候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	<p style="text-align: right;">平成二十四年九月二十三日執行 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区 補欠選挙投票票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-top: 20px; text-align: center;">印</div>
---	--

◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">候補者氏名</div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>点</small> <small>字</small> <small>投</small> <small>票</small> </div> <p style="text-align: right;">平成二十四年九月二十三日執行 新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区 補欠選挙 挙投票</p> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 20px auto; text-align: center; line-height: 50px;">印</div>
--	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第53号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は青色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章

及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙において、新潟県選挙管理委員会が確認団体に交付する政治活動用自動車表示板及び政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙において、確認団体が掲示する政治活動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第58号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙において、候補者又は推薦届出者が届け出る選挙事務所の設置届又は異動届、出納責任者の選任届若しくは異動届又は職務代行届及び候補者が届け出る報酬を支給する者の届出書は、次の場所にも提出できるものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

場 所 所 在 地

新潟市西蒲区役所 3階 304会議室 新潟市西蒲区巻甲2690番地 1

(ただし、9月14日とし、9月15日以降は新潟市西蒲区役所 2階選挙管理委員会事務室とする。)